

①運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題

No.	ご意見	ご発言者
1	単純移設等の実態が変わらないものについては認めたいが、本来の民間としてのノウハウが生きるのではないかと。もともとのゾーニングが、従来の公共事業の枠組みでなされている中で、民間の思想と違うものについてはできるような制度設計にしないと、本質的な民間のノウハウは活用できないのではないかと。	井上委員
2	実務上、困っているので法改正をして欲しい。物権というふうな性格づけがうまくいっていないがために、非常に使い勝手が悪くなってしまっている。物権というドグマに縛られないで、PFI法の特例でつくれば、施設がばらけてしまっているようなケースの場合にも対応できるのでは。	江口委員
3	コンセッション制度の一番のポイントは、民間が資金調達リスクを負って、更新投資のマネジメントも含む運営・経営の最適化をすること。ただ、その一番のポイントの部分で民間がどこまでできるかという点がグレーになっているというのは残念なこと。維持管理の範囲は明確化すべきであると思うし、必要に応じて制度の改善・改正の検討もやって欲しい。	足立委員
4	公物理論というドグマから出ているというのは、考え直さなければいけない。PFI法の特例で行政契約的な考え方でやれば、例えば利用料金が取れないものにも対応できていく可能性がある。みなし物権もう少し柔軟な対応ができるように。次の改正の余地を残して議論すべき。	赤羽委員
5	PFI/PPPというのは、民間の裁量をふやして、より公共サービスの価値を高めるところにポイントがあるので、ぜひやるべき。一方で、公共的利益が確保できるのか、例えば民間にフレキシビリティを与えることによって本来的機能のサービス価値が損なわれるような恐れはないか？というのは、セクターによるが、人手と公共的利益が損なわれないような配慮が必要。	大西委員
6	事業の進捗に伴って当然に発生しうる問題。実際に導入するかどうかは管理者に委ねるべき問題であるが、選択肢としては用意しておくべき。「解釈できる」ではなく、正面からできるようにならないと推進されない。	根本委員
7	運営権者が実施できる建築の範囲に関して、維持管理の延長のようなケースと、新設の場合の2パターンあり、それぞれ考え方も変わってくる。また、公の範囲は分野によってケース・バイ・ケースではないか。	廻委員
8	運営権対象の施設そのものに関する建築と、事業ないし運営に資するための追加の附帯施設の整備、その2種類がある。建築を可能にするだけでなく、コンセッションの期間が満了したときの取り扱いについて、明確にして欲しい。事業者側は期間満了が近づけば近づくほど、ディスインセンティブに働くはず。	財間委員
9	技術革新等の効率化で余剰化したもの、もしくは遊休時間の活用ということを明確に取り扱いがなされるとよい。	財間委員

②キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

10	道路等の包括委託は、官・民・利用者にとって三方よし。さらにPFI法に基づくPFIでやれば、期間の制約が外れて10年、15年とより長期でできる。インフラの課題を、包括委託やPFIを活用することで解決できることを明確に示すことで、大きな課題解決へとつなげることができる。	足立委員
11	道路等、公共施設の保全業務（日常的な点検診断）に対する包括民間委託は <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全が可能でインフラ老朽化問題に対応できる ・すべての自治体で導入可能 ・参入企業が増加して競争状態にある ・きめ細かなサービスが必要なので地元企業に有利 ・現行法制度でも対応可能 等の利点があり実際に成果が上がっているが、行政の縦割りの中では容易に進まないことも事実。国としての啓発活動が必要（推進ガイドライン制作等）。	根本委員
12	民間にリスクを移転するアベイラビリティ・ペイメントも重要。PFI法で位置付けて推進してはどうか。民間がサービスの質の維持向上の可能性を把握できるように、固定資産台帳に劣化診断・修繕履歴等の開示が必要。積極的にデジタル情報として開示し民間から提案を募る方式も有効。	根本委員
13	AI、ロボット、自動運転などの技術革新により、今までは「キャッシュフローを生み出しにくい」と思われていたサービスでもキャッシュフローを生み出せるようになる。成長戦略の観点からも重要。	根本委員
14	海外調査では好取組事例も知りたいが、失敗事例も調査して欲しい。	小森委員/廻委員
15	海外調査のときに収入保険のことも調べて欲しい。	赤羽委員

No.	ご意見	ご発言者
-----	-----	------

③ファイナンスの選択肢の拡大（SPC株式の流動化に向けた課題等）☒

16	PFIで、公共側が譲渡を承認したという事例さえ出れば、その後はどんどん続いていく。法律というよりも、実例をつくるほうが先なのではないか。	江口委員
17	現行法でもできるが、自治体側が認めないことが一般的な状況。自治体の懸念は、代表企業の責任の継続性、第三者株主の登場による経営のかく乱リスクにあるため、代表企業の持株比率の下限設定の考え方、優先株の活用推進などをガイドライン化する。	根本委員
18	まずはSPCの流動化自体の可否を議論する必要がある。分野によっても論点がある。例えば空港などは、安全保障の問題も考慮する必要がある。	廻委員
19	PFI/PPP事業というのは、キャピタルゲインではなくてインカムゲインを狙うものなので、スポンサーやオペレーターが関心を持つガバナンスの仕組みを維持するため、また安全を担保するために、流動化は慎重に検討すべき。	大西委員

④アドバイザー経費に対するより積極的な財政支援☒

20	小さな自治体については、初期段階からの支援というものが必要ではないか。そして、小さな自治体は、自前でサウンディング調査なども行いづらいので、民間対話やサウンディングへの支援を設ければ、一定の促進の効果があるのではないか。	本田委員
21	地方でのPPP/PFIの推進のために今まで行ってきたのは手続きの簡素化であり、今後ともアドバイザーに委託することなく自治体職員でもできるようにすることの方が重要。特に導入可能性調査は自治体職員が行うべき。(ただし、前例の少ない分野や手法における契約書や要求水準の不定形部分の作成など一部には自治体職員が直営で行うことが難しいものもある。)補助するなら、専門家派遣制度の助成レベルを引き上げる方が良い。自治体に派遣されてハンズオン指導する専門家がそれだけで生活できるようにする人件費補助するなら支援の意味がある。	根本委員
22	手続簡素化は、自治体のほうもあるけれども、企業側のほうをどうするかという問題もある。	廻委員
23	アドバイザー経費については、規模がないと、こういった経費の負担はできないので、なるべく規模を大きくするような工夫が必要ではないか。そのためには、PFI事業として同種のを複数の自治体でバンドリングを行うこと等が必要。	井上委員

⑤地域経済活性化に資するPPP/PFI事業の推進

24	地域の企業の機運醸成を図るためには、金融機関における多方面の支援あるいはバックアップ体制の構築が必要不可欠。金融機関を更に関与させるためには、金融機関にインセンティブを与える取り組みがあればよい。	本田委員
25	現場では人材がないということと、これまでに参画していない業者がグループに入れるよう、例えば育成枠として、その実績がない企業を1社か2社、SPCなどに入れるように、募集時の要件として配慮してもらえたらいいなという意見があった。	本田委員
26	地域の事業者の持っているポテンシャルとか強みを存分に引き出して、事業の志も下げないということが重要。従って、地域の事業者の強みが生きるような事業の発注であるとか、公募なども含めた仕組みづくりをしていくことが重要。	足立委員
27	地方の中小事業者は、後継者不足で悩んでいるという状況の中で、積極的に下請をやりたいという方が多い。そういった事業者を参入させるために、協会や団体をつくる等、地元の受け皿をつくる、あるいは中小事業者を束ねるだけの同じ業界の大手と組ませる等の工夫が必要。	財間委員
28	地元が参画できないというのがあったが、分野毎でケースバイケース。	廻委員
29	PFI/PPPの事業に地域が参画すれば地域経済は活性化するののかというと、そうではない。PFI/PPPはあくまでも必要条件。アーバンデザイン等の作業をサポートする形の仕組みだという発想でいかないとうまくいかない。	大西委員

⑥共有物に関する運営権の設定☒

30	民法の特則として、分割請求権の行使を制約する合意につき、PFI法で5年の期間を延長するという方向はいいのではないか。	小森委員
31	特別法であるPFI法で手当てすることはいいのではないか。	赤羽委員
32	当然に発生する問題。異なる管理者で共通に必要な施設等は共用することで負担を軽減することは、インフラ老朽化対策の観点からも合理的であり推進する必要がある。	根本委員

No.	ご意見	ご発言者
-----	-----	------

⑦資格制度の整備等☒

33	単に業務知識というか、基礎的な知見であれば、1の方式、「基礎的な知見を持つ職員の養成」というのでいいのではないか。その場合、地方公共団体の職員だけではなくて、民間もそういった「検定」を受けられるとよい。	小森委員
34	実務面・ノウハウ面の国の支援は、現段階で充実している。よって、重要なことは、地域課題・社会課題をしっかりと我が事として捉えて取り組めるリーダーシップ人材を、いかに育成・形成していくか。次年度以降の中長期的な課題になるかもだが、本質的なところも検討できるとよい。	足立委員
35	サービス購入型と独立採算型で、求められる経験値とか能力は違うので、一律的な資格制度で網羅することは難しいのでは。	財間委員
36	PPPとは、行政、財政、法律、経済・金融、経営・会計、建築、不動産、土木、都市工学などさまざまな分野のエキスパート同士のパートナーシップであり、「資格」とするには広範すぎて実効性がない。代替案として、内閣府PFI推進室が発行しているガイドライン類の研修実施と受講証交付の方式を提案する。ガイドライン類は詳細かつ丁寧に制作されており、自治体職員の疑問に答える豊富なリソースであるが、現場では十分に機能していない。専門家派遣制度で派遣する専門家に義務付けることで実効性を高めうる。	根本委員

その他

37	損害保険業界として、今般の台風15号、19号の災害対応にも最優先で対応していて、「激甚化する災害に対して、耐えうる取組みを」ということには同じ思いを持っている。	小森委員
38	社会資本整備については、実際の防災とか土木とか社会インフラの専門の方の話も聞きたい。	廻委員
39	VFMの重要性を十分踏まえた上で、それを補完する参考指標として、環境価値とか社会価値といった指標は検討できないか。VFMプラス参考指標があれば、市民あるいは議会への説明も行いやすくなる。	本田委員
40	社会資本整備と民間資金を意図的にくっつけようとする、民間資金がつかないから社会資本整備をやめるとなる可能性がある。守るべき命というのは、きちんと国の責任でやっていくべき。	大西委員
41	全ての分野をPFI法で一律にカバーできるのかは疑問。	廻委員
42	未利用化した公的な不動産の再利用を考えるときの視点を、地域全体を見て、いかにダウンサイジングするか、あるいは全体を再設計したときに、遊休公的不動産をどう利用するかという順番で検討すべき。	鈴木委員
43	グローバルに環境を重視する世の中になってきているときに、地方自治体のオペレーションというのも、経済性だけではなく、環境とか人々の暮らしを起点にした地方再生の中でのPFI事業という順番で考えていくべき。	鈴木委員
44	PPP/PFIをやる理由は、民間の創意工夫と、アセットリサイクルという面もある。コンセッション等をやることによって、投入した公金を回収して、次の新しい、伝統的な公共事業で必ずやらなくてはいけないものがあるので、そこにリサイクルする。前提として、各自治体のアセットがどうなっているのか、それを税金・公金を投入してどうつなげていくのかというコンセッションをやる大義名分を大きく置かないと各自治体/府省は動かない。	赤羽委員
45	コンセッションというのは事実上、公共側からのイニシアチブで出てくるものなので、大きな課題の中でコンセッションを位置づけるとともに、インセンティブで大きくしないといけない。次年度以降の課題にしたほうがよい。	赤羽委員
46	災害時の対応を民間に委ねることで、公共的利益を確保できる形で、リカバリーまできちんと担保できているのか、長期的な検討課題として位置づけて欲しい。	大西委員
47	法改正も視野にという意図は、漸進的な伸びではなくて、もう一段二段、PFIをより世の中のためになるものに大きく変えていきたいという意図がある。社会的に見て重要であれば、今までと違う視点のところにももっとPFIを使って、今まで以上に役立てるようなことをぜひ考えたい。	柳川委員